

気候変動影響評価等小委員会の設置について（案）

平成 25 年 7 月 2 日
地球環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 地球環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、気候変動影響評価等小委員会を置く。
2. 気候変動影響評価等小委員会は、気候変動による影響への対処（適応）の観点から政府全体の「適応計画」策定に向けて、既存の研究による気候変動予測や影響評価等について整理し、気候変動が日本にあたえる影響及びリスクの評価について審議する。